

静岡市税条例の一部改正について

静岡市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年4月25日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第16条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第18条中「地方団体に対する寄附金」を「法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、「規定による」の次に「同条第8項に規定する」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第35条中「若しくは第48項」を「、第48項若しくは第50項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年6月1日から施行する。
（市民税に関する経過措置）
- この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 新条例第23条第1項及び附則第18条の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出し
---------	-----------	---

		たものに限る。)
附則第18条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付があった	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「改正前法」という。）附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付があった
	同条第13項	同条第13項又は改正法附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前法附則第7条第13項